企業も労働者も安心して 副業・兼業に取り組むために

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える 環境を整備することが求められています。

長時間労働になり、労働者の健康が阻害されることがないよう、**「副業・兼業の促進に関するガイドライン」**を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていることから、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。
 - ※労務管理を適切に行うためには、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組み を設けておくことが望ましいです。
- 副業・兼業は、本業以外でのスキルや経験の獲得により、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、各企業における副業・兼業の取組について公表することを推奨しています。

労働時間の管理

- 労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・ 兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、 自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間 とを通算することで行います。
- 労働時間の通算にあたっては、自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と 副業・兼業先の労働時間を確実に通算するようにしましょう。

労働者の健康確保

- 副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションをとり、労働者の健康 確保に必要な措置を講じましょう。
- 状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます。







27

副業・兼業に取り組む上で わからないことがあったら…

たとえば、このような疑問はありませんか?



Q 副業・兼業に関する 情報の公表って どうすればいいの?



Q 管理モデルって何? どうすれば使えるの?

副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、ホームページ等において公表することが望ましいです。詳しくは、「副業・兼業の促進に関するガイドラインQ&A」もご参照ください。

管理モデルとは、労働時間の通算に用いることができる「簡便な労働時間管理の方法」のことです。詳しい解説や導入の手続は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や「管理モデル導入(通知)様式」をご参照ください。

副業・兼業の取組に役立つ各種資料があります!

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」など、副業・兼業の取組に役立つ 資料を厚生労働省ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html

副業 厚労省



副業・兼業の促進に関する	副業・兼業について、企業や労働者が現行の法令のもとで
ガイドライン	どのような事項に留意すべきかをまとめたガイドライン
副業・兼業の促進に関する ガイドラインQ&A	ガイドラインの内容を補足するQ&A
モデル就業規則	就業規則における副業・兼業の規定例
副業・兼業に関する	企業が、労働者が行う副業・兼業の内容を申告に基づき
届出様式例	確認するにあたって参考となる様式例
管理モデル導入(通知)	副業・兼業に関する労働時間の取扱いを管理モデルによる
様 式 例	こととする場合に参考となる様式例
副業・兼業に関する	副業・兼業に関する各種取扱いについて、企業と労働者で
合意書様式例	合意を取り交わす際に参考となる様式例
副業・兼業の促進に関する	ガイドラインの解説や、副業・兼業に関するモデル就業
ガイドラインパンフレット	規則の規定、各種様式例をまとめたパンフレット

ご不明な点やご質問など お問い合わせは 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局や労働基準監督署まで

